

■ 出産育児一時金等に関する改正について ■

令和4年1月1日に出産育児一時金等に関する改正が行われます。

出産育児一時金等の支給額の内訳が変わります

令和4年1月1日以降の出産について、出産育児一時金等の法定支給額が現行の40.4万円から40.8万円に引き上げられます。

また、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合の加算金が現行の1.6万円から1.2万円に引き下げとなり、合計額の42万円は現行のままとなります。

尚、ひかり健康保険組合の付加金については改正後も現行通り5万円支給します。

■ 出産育児一時金等の支給額の比較

	改正前 (令和3年12月31日までの出産)	改正後 (令和4年1月1日以後の出産)
産科医療補償制度 に加入している 分娩機関	法定給付 404,000 円 +産科医療補償 16,000 円 +付加金 50,000 円 = 470,000 円	法定給付 408,000 円 +産科医療補償 12,000 円 +付加金 50,000 円 = 470,000 円
産科医療補償制度 に未加入の分娩機関	法定給付 404,000 円 +付加金 50,000 円 = 454,000 円	法定給付 408,000 円 +付加金 50,000 円 = 458,000 円